二　令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの
イ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
ロ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と制動灯の型式が同一であるもの

8～10　（略）

（後部反射器）

第六十七条の二　（略）

2　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二4・16・2・及び4・17・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二4・16・2・及び4・17・2・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二　令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの
イ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
ロ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と後部反射器の型式が同一であるもの

3～5　（略）

（後写鏡）

第七十一条の三　（略）

2～5　（略）

6　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の三の規定中「協定規則第46号」とあるのは、「協定規則第46号第６改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二　令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの
イ　令和九年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
ロ　令和九年九月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について新たに認定を受けた一般原動機付自転車であって、同年八月三十一日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの

8～10　（略）

（後部反射器）

第六十七条の二　（略）

2　保安基準第六十三条の規定が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二4・16・2・及び4・17・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二4・16・2・及び4・17・2・の規定に適合するものであればよい。

3～5　（略）

（後写鏡）

第七十一条の三　（略）

2～5　（略）

（新設）